

平成24年

第1回市議会定例会 議案第43号

函館市榎法華高齢者福祉総合センター条例および函館市  
デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定  
について

函館市榎法華高齢者福祉総合センター条例および函館市デイサービス  
センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市榎法華高齢者福祉総合センター条例および函館市  
デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「同条第16項」を「同条第17項」に改め  
る。

- (1) 函館市榎法華高齢者福祉総合センター条例（平成16年函館市条  
例第78号）第5条第1項第2号
- (2) 函館市デイサービスセンター条例（平成6年函館市条例第20号）  
第4条第2号

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険法の一部改正に伴い規定を整備するため